	臨時的補償費	「定期的補償費」及び「損害賠償費」に整理されるもの以外のものを整理する。
	損害賠償費	債務不履行又は不法行為による損害に対して支払われるものを整理する。受入保険金は、損害賠償費の戻しとして整理する。
賃借料	借地借家料	他人の資産を使用する場合の使用料、賃借料等を整理する。
	道路占用料	
	水面使用料	
	線路使用料	共架料を含む。
	設備賃借料	他人の変電設備を使用することに対して支払う賃借料を整理する。
	電柱敷地料	
	線下補償料	建物の移転等に関するものを除く。
	機械賃借料	他人の計算機械を使用することに対する賃借料を整理する。
	雑賃借料	上記の各目に該当しない賃借料を整理する。
託送料	託送料	他に送電、変電及び配電を委託する場合の費用（事業者間精算費及び接続供給託送料に整理されるものを除く。）を整理する。
事業者間精算費	事業者間精算費	振替供給に要する費用として一般送配電事業者間における振替供給に係る費用の算定に関する省令（平成16年経済産業省令第118号）の規定により算定したものを整理する。
委託費	委託運転費	設備（借入設備を含む。）の運転又は点検を他に委託する場合の費用（「厚生費」、「委託検針費」、「委託集金費」、「廃棄物処理費」、「修繕費」、「補償費」、「託送料」、「普及開発関係費」、「養成費」、「研究費」及び